

2019年9月

健康診断担当者様

医療法人社団 ヤマナ会 東広島記念病院
広島生活習慣病・がん健診センター 東広島

消費税改定に伴う健診料金の改定について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年度も当健診センターをご利用いただきましてありがとうございます。

さて、2016年11月18日に公布されました「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び関連法令に基づき、2019年10月1日から消費税8%から10%へ改定されます。

この法改正に伴い、当センターで実施している健診料金についても消費税率を変更させていただきます。つきましては誠に恐縮ながら、10月以降にご受診いただきました健診料金につきましては下記の通り改定の上、ご請求させていただきますのでよろしくお願いいたします。

今後とも当センターに変わらぬご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

敬具

記

現 行 : 消費税 8%
改定後 : 消費税 10%

対 象 : 2019年10月1日以降実施分について

以上